

産業医巡視等実施要領

産業医の業務については、産業医等業務委託契約書第2条に規定する別紙「委託業務一覧」のとおりとし、産業医巡視等の実施にあたっては以下によるものとする。

(産業医の委嘱)

1. 産業医の委嘱については、一般社団法人 船橋市医師会に対して産業医の推薦を依頼し、一般社団法人 船橋市医師会よりの産業医推薦書に基づき委嘱する。
2. 産業医の委嘱にかかる選任数は、別に定める安全衛生委員会産業医配置一覧中の選任数のとおりとする。

(産業医巡視)

1. 産業医の巡視は、労働安全衛生規則（以下「規則」という。）第14条第1項の規定及び規則第15条第1項の規定に基づき実施するものである。職員の心身の健康状態は、業務内容及び職場環境に大きく影響されることから、業務遂行に伴う疲労や心理的負荷が過度に蓄積し、心身の健康を損なうことのないよう産業医が巡視し、職場における作業状態及び衛生状態、職員の健康状態及び精神負荷等の把握をすることにより、職員の健康障害の予防を図るとともに原因の除去に努め、快適で健康な職場作りを目指すことを目的とする。
2. 産業医は、別に定める職場巡視施設一覧の施設（概ね10人以上の施設であり、船橋市が指定する施設とする。）を職場巡視するものとし、日程等を各安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の衛生管理者（小・中学校、給食調理場、市立特別支援、市立高校安全衛生委員会については、教育委員会保健体育課、以下「衛生管理者等」という。）と調整のうえ職場巡視を実施するものとする。
3. 衛生管理者等は、職場巡視施設一覧の施設の施設長及び産業医と職場巡視の日程調整を行うとともに、事前に保健室、あるいは市立特別支援・高校・小・中学校に勤務する職員については、教育委員会保健体育課（以下「保健室等」という。）と連絡を取り、職場巡視時に保健指導が必要な職員を保健指導職員名簿として作成し、産業医及び施設長に対して産業医の巡視日時とともに通知するものとする。
4. 保健室等は、上記、衛生管理者等より職場巡視の連絡を受け、巡視施設に保健指導が必要な職員がある場合については、衛生管理者等に連絡するものとする。

5. 産業医は、職場巡視時に衛生管理者よりの保健指導職員名簿に基づき、個別に面談を行い保健指導及び助言を行うものとする。
6. 衛生管理者等は、職員または職場の不測の事態により産業医の職場巡視が必要となった場合については、職員課に連絡するものとする。
7. 職員課は、上記不測の事態により、産業医の職場派遣が必要と判断したときには、衛生管理者等と連絡調整し、産業医に対して職場巡視依頼するものとする。
8. 産業医は、職場巡視実施後については、別に定める産業医職場巡視報告書を衛生管理者等に、保健指導をした場合には、別に定める産業医職場巡視保健指導報告書を保健室等に対して提出するものとする。
9. 衛生管理者等は、上記産業医職場巡視報告書(写)を職員課に提出するものとする。
10. 職員課は、上記、衛生管理者等より提出された産業医職場巡視報告書(写)により産業医の職場巡視回数を確定し、産業医等業務委託契約書第5条第1項の規定による協議書に定める業務委託料に基づき、一般社団法人船橋市医師会所属の医療機関又は医師に対して年度末に産業医職場巡視料を支払うものとする。

(産業医の安全衛生委員会への参加)

1. 産業医は、委員会からの参加依頼により、別に定める安全衛生委員会産業医配置一覧の参加回数分について委員会へ参加するものとする。
2. 委員会は、安全衛生委員会年間実施計画に基づき、産業医に対して、委員会への参加依頼をするものとする。また、産業医の委員会参加については会議録に記載し、職員課に提出するものとする。
3. 職員課は、上記、委員会より提出された会議録等により産業医の産業医委員会参加を確定し、産業医等業務委託契約書第5条第1項の規定による協議書に定める業務委託料に基づき、一般社団法人船橋市医師会所属の医療機関又は医師に対して年度末に委員会参加料を支払うものとする。

(その他)

1. 産業医の産業医業務にかかる交通費は、産業医等業務委託契約書第5条第1項の規定による協議書に定める業務委託料に含むものとする。
2. 産業医が業務遂行上に業務に起因して被災した災害については、市の加入する傷害保険により補償するものとする。

この要領は平成16年4月1日より施行する。

この要領は平成28年4月1日より施行する。